

周広院合祀墓使用規則

第一条 周広院合祀墓使用については、この規則の定めるところによる。

第二条 周広院合祀墓を使用するには、別紙申込書に必要事項を記入のうえ申し込むものとする。

第三条 周広院合祀墓は焼骨を他の焼骨と混雑して合祀するものである。

第四条 合祀永代供養料は、一霊十五万円とする。同時に一霊を超える納骨の場合は、三十万円とする。

第五条 周広院合祀墓の一般的な清掃管理及び永代供養は管理者である周広院が行う。

第六条 一旦納骨した焼骨は取り戻すことはできないものとする。

第七条 合祀墓のお参りはいつでも自由にできる。

第八条 死体火埋葬許可証は周広院に提出し、周広院が保管管理する。

第九条 この規則に定めるほかは、「墓地埋葬に関する法律」などの定めるところによる。